京都市職員定数条例の一部を改正する条例(令和2年3月30日京都市条例第55号) (行財政局人事部人事課)

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種別	改正前の定数	改正後の定数	差引增 △ 減
市長の事務部局の職員	人 7,679	人7,613	人 △66
議会の事務部局 の職員	3 9	3 9	0
選挙管理委員会 の事務部局の職 員	3 4	3 4	0
監査委員の事務 部局の職員	2 6	2 6	0
教育委員会の事 務部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8,953 (うち校長及び 教員7,472人)	8,965 (うち校長及び 教員7,510人)	12 うち校長及び 教員 38人
人事委員会の事 務部局の職員	1 7	1 7	0
農業委員会の事 務部局の職員	1 3	1 3	0
消防職員	1, 813	1,809	$\triangle 4$
公営企業の職員 交通事業	1, 497	1, 927	4 3 0
公営企業の職員 水道事業	1, 211	1, 206	$\triangle 5$
合 計	21,282	21,649	367

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 5 号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,679人」を「7,613人」に改め,同項第5号中「8,953人」を「8,965人」に,「7,472人」を「7,510人」に改め,同項第8号中「1,813人」を「1,809人」に改め,同項第9号ア中「1,497人」を「1,927人」に改め,同号イ中「1,211人」を「1,206人」に改め,同項中「21,282人」を「21,649人」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)